2026年10月29日から

高知県の地域別最低賃金は

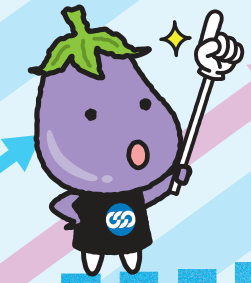
1,086時給円

午後10時～午前5時に勤務する場合
深夜割増25%を加算 **1,358時給円**

※**深夜（午後10時～午前5時）**に勤務する場合、少なくとも**25%の割増賃金**が加算されます。**「深夜割増」**以外にも**「時間外割増」**や**「休日割増」**が加算されるケースがあります。詳しくは、連合へご相談ください。



最低賃金はずっと上がっています！



出典：厚生労働省による地域別最低賃金改定状況を基に作成（2026年度は目安額の全国加重平均）

- ☑ 最低賃金は、毎年、都道府県ごとに見直されます
- ☑ 会社は、最低賃金額以上の賃金を支払う義務があります
- ☑ 最低賃金額を下回る賃金は法律違反となり、下回った場合、差額を請求できます
- ☑ パートタイマーや学生バイト、臨時、嘱託など雇用形態や呼称に関係なく、原則すべての労働者とその使用者に適用されます
- ☑ お給料が月給制でも適用されます





＼ 最低賃金より低いかも？と思ったら… ／

なんでも労働相談ホットラインへ



24時間・15言語でサポートします！
労働相談チャットボット「ゆにボ」

0120-154-052（いこうよ れんごうに）
スマホ・携帯OK

日本労働組合総連合会高知県連合会（連合高知）
〒780-0870 高知県高知市本町4丁目1-32 こうち勤労センター4F
http://www.rengo-kochi.jp/
連合高知

あなたの最低賃金 今すぐチェック！



STEP 1 確認

給料のうち対象となる項目を確認しよう

最低賃金との比較対象になるのは、基本給＋諸手当（精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く）です。
ボーナスや残業代、その他臨時の手当は含まれません。

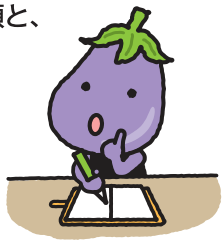
対象 基本給 ＋ 諸手当

対象でない 一時金（ボーナス）／残業代／精皆勤手当
通勤手当／家族手当／その他臨時の手当

STEP 2 比較

1時間あたりの金額に変換し、実際に比較しよう

職場ごとに決められている「所定労働時間」や「所定労働日数」を調べましょう。
就業規則や契約書等からわかります。それをもとに以下の計算式で算出した金額と、
最低賃金額とを比較します。



時給の人	時給額 そのままでOK!
日給の人	日給額 ÷（1日の所定労働時間）
週給の人	週給額 ÷（1日の所定労働時間×週の所定労働日数）
月給の人	月給額 ÷（1日の所定労働時間×年間所定労働日数÷12）
歩合給の人	連合「なんでも労働相談ホットライン」にご相談ください

STEP 3 相談

自分の給料が最低賃金より低かったら相談しよう

- お勤め先に労働組合があれば、組合から経営者に申し入れをしましょう
- 労働組合がなければ、連合「なんでも労働相談ホットライン」へ電話してみましょう
- お勤めの業種によっては、より高い最低賃金が適用される場合があります

あなたは大丈夫？ウェブでチェック！



＼最低賃金より低いかも？／ ＼おかしいな？／ と感じたら…

なんでも労働相談ホットラインへ！

日本労働組合総連合会（連合）

0120-154-052
いこうよれんごうに